

新たに始まる制度・事業や、生活に身近な話題などをお知らせします

市営住宅の入居者を募集します

問い合わせ 埼玉県住宅供給公社熊谷支所 (☎524-7963)

市営住宅の入居者を募集します。募集は住宅ごとに行います。定期募集で応募者が募集戸数を上回る場合は抽選、随時募集は先着順となります。

対象

- 次の条件を全て満たすかた
- ①市内在住・在勤
- ②同居または同居しようとする親族がいる(単身住宅への申し込みを除く)
- ③現在住宅に困っている
- ④年収が一定額以下
- ⑤市区町村税などを完納している
- ⑥暴力団員ではない
- ⑦連帯保証人を1人確保できる

お問い合わせ先へ、随時募集は、お問い合わせください。

【下見会(要予約)】

とき・場所

- ①4月13日(木)・上柴住宅Ⅱ午前10時、緑ヶ丘住宅Ⅱ午前11時、宿根住宅Ⅱ午後1時30分
- ②4月14日(金)・戸森住宅Ⅱ午前10時、新井住宅Ⅱ午後1時30分

申し込み

各日程の前日までに問い合わせ先へ

募集案内・申込書

問い合わせ先のほか、建築住宅課、市役所本庁舎総合案内、総合支所市民生活課、キララ上柴行政サービスセンターで配布

申し込み

定期募集は4月13日(木)～26日(水)(消印有効)までに申込書を郵送



▲新井住宅の外観

10月診療分から支給対象年齢拡大!

問い合わせ 一こども青少年課 (☎574-6646)

一こども医療費の支給対象年齢を、平成29年10月診療分から、入院・通院ともに18歳の年度末まで拡大します。



これにより、子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

なお、支給対象の拡大に伴い、対象となるかたには、受給資格登録申請書を郵送しますので、期日までに申請してください。

【新たに支給対象となるかたへ】 受給資格登録申請書を郵送します

支給対象の拡大に伴い、新たに対象となるかた(高校生など)は、申請が必要です。5月末まで、対象者の保護者へ受給資格登録申請書を郵送しますので、必ず期限までに申請してください。

申請受付期間

6月1日(木)～7月31日(月)

申請方法

一こども青少年課へ持参、または同封の返信用封筒にて郵送 ※総合支所では、受け付けできません。

添付書類(郵送の場合は「コピーを同封してください」)

- ・対象者の保険証
- ・保護者名義の普通預金通帳がキャッシュカード

【有効期限が延長になるかたへ】 新しい受給資格証を郵送します

支給対象の拡大に伴い、現在中学生以下の対象者については、一こども医療費受給資格証の有効期限が延長になりますので、9月末までに新しい受給資格証を郵送します。

※新たに申請書を提出するの必要はありません。

広報ふかや 紙面構成を一部変更しました

問い合わせ 秘書課 (☎574-6631)

今月の『広報ふかや』から紙面構成を一部変更しました。

主な変更点としては、これまで『月のニュース』や『情報ひろば』に掲載していた健康や介護に関する情報を、20～21ページに集めました。このページには、毎月『認知症カフェ』の開催予定などを掲載します。

また、子育てに関する情報は、22～25ページに集めて、幼児向けのお話や、乳幼児健診の日程、子育て支援センターの事業案内などを掲載します。

市「ミニユニティバス」『くるりん』

共通バス停を増設しました

問い合わせ 都市計画課 (☎574-6654)



地区間の移動を

よりスムーズに

4月1日(日)から「ミニユニティバス」の『くるりん』の「デマンドバス」共通バス停を増設しました。共通バス停では、地区の異なるデマンドバスの乗り換えを相互にすることができ、地区間の移動がよりスムーズに行えます。

詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。

増設された共通バス停

- 【北部デマンド⇔南部デマンド】
 - ・ほ132「くれよんかん」
 - ・な113「スーパービバホーム前」
- 【南部デマンド⇔花園デマンド】
 - ・お10「花園グリーンセンター」

三世帯同居・近居支援事業 本年度から賃貸住宅も対象に!

問い合わせ 一こども青少年課 (☎574-6646)

小学生以下の子ども(出産予定を含む)がいる世帯が、新たに深谷市に居住する親世帯と同居、または親世帯と同じ小学校区内が、親世帯の住宅から直線距離で1・2キロメートル以内に住む場合に、引越費用の一部を助成します。

本年度からは、賃貸住宅も住み替え後の住宅の対象となりました。

必ず『引っ越し前』に申請を!

申請は、必ず引っ越し前に行ってください。

また、申請は先着順で、予算に達した時点で受付を終わります。

助成の要件

- ①小学生以下の子ども(出産予定を含む)が同居している
- ②新たに親世帯と同居または近居となる
- ③住み替え後の住宅に自ら居住する
- ④住み替え後に自治会に加入する意思がある
- ⑤住民登録している市区町村の税を滞納していない
- ⑥年度内に住み替えが完了する

助成内容

三世帯が引っ越し業者に支払う費用の2分の1(上限Ⅱ市内での転居は5万円、市外からの転入は10万円)

※申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

新たに始まる制度・事業や、生活に身近な話題などをお知らせします

新たに始まる制度・事業や、生活に身近な話題などをお知らせします

『空き家等の実態調査』の結果をお知らせします

問い合わせ 自治振興課 (☎574-8556)

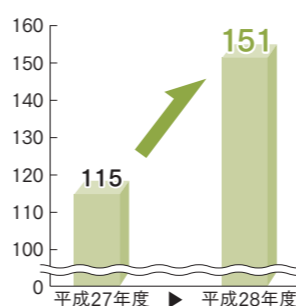
市では、空き家などの現状確認と実態把握のため、平成28年9月～11月に各自治会の協力のもと、自治会長などによる外観目視による『空き家等の実態調査』を実施しました。

調査対象 市内の戸建て住宅（県営・市営住宅、民間賃貸物件を除く）

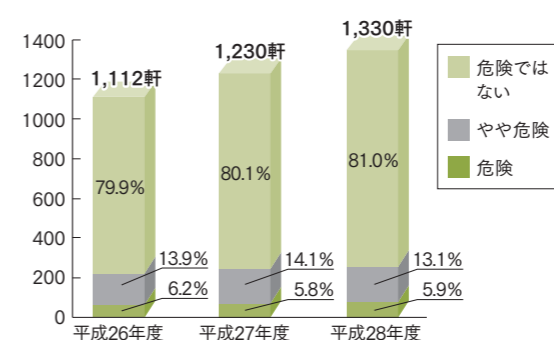
市内の空き家などの状況

表1のとおり、空き家など軒数は増加しているものの、実態調査の結果に基づき所有者などに通知などを行った結果、危険な状態の空き家などを取り壊したり、改善したりした軒数は、本年度は151軒になりました（表2のとおり）。
空き家などを危険な状態で放置し、他人に被害を与えた場合、賠償責任を問われることがありますので、適正管理に努めてください。
また、活用可能な空き家などが多くあることから、市では『空き家利活用ネットワーク』を通じて、空き家などの利活用を進めています。

（表2）改善された空き家などの軒数



（表1）空き家などの数の推移と状態の内訳



※平成29年3月14日現在の状況。各地域の状況など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

空き家利活用ネットワークを「利用ください」

活用可能な空き家を放置すると、火災の発生や犯罪の温床となるだけでなく、老朽化による危険空き家となる恐れがあります。
深谷市空き家利活用ネットワーク制度では、『空き家等の実態調査』の結果を活用しながら、空き家などの所有者などにネットワークを通じた活用相談を提案しています。

活用可能な空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者などは、ぜひ制度をご利用ください。
自治振興課に『空家対策係』を設置しました

空き家などの問題の対策をより一層強化するため、協働推進部自治振興課に『空家対策係』を設置し、空き家などに関する総合窓口として、危険空き家などへの対応に向けた体制を整えました。



市長の深い話

深谷市長 小島 進

新年度を迎えて



毎年4月になると、真新しいランドセルを背負い、夢と希望に胸を膨らませ、慣れない通学路を一生懸命通学する小学校一年生の姿を多く目にするようになります。

市では、本年度から「ふっかつかちゃんヘルメットサポート事業」として、市内小学校に在籍する全ての児童を対象にヘルメットの購入費用を補助しています。この取り組みが、子どもたちの安全・安心対策の一助となればと考えています。

そして、市民の皆さんには、通学時の子どもたちの安全を確保するため、子どもたちへの見守りや、自動車などの安全運転にご協力を

お願いします。

さて、4月24日には深谷ビッグタートルで、大相撲『深谷ふっかつちゃん場所』が開催されます。横綱の稀勢の里関をはじめ、多くの力士が深谷に来ることを、私もとても楽しみにしています。

稀勢の里関は、平成28年に年間最多勝を獲得するなど、これまでもたいへんな活躍をされていますが、今年の初場所は、悲願の初優勝を果たし、横綱に昇進しました。横綱昇進までの道のりは決して平坦なものではなかったと思います。持ち前の忍耐力と前向きな姿勢を貫くことで、見事成し遂げました。

新年度を迎えるにあたり、入学や就職などで環境が変わり、新たなスタートを切るかたもたくさんいると思います。環境が変わることと不安になることもあるでしょう。そんなときは、稀勢の里関のように、前向きな姿勢で、新たな環境に向かっていってほしいと思います。

私も引き続き、稀勢の里関のような忍耐力と前向きな姿勢で、粘り強く市政運営にまい進していきます。

ありがとうの手紙



最優秀賞
小学校低学年の部
ほくのくつへ



上柴東小学校2年（現3年）西尾拓翔さん

ほくのくつ、ありがとう。

くつがあると、いつもどこかに行くことができるから。学校に行く時、いつもいっしょだね。雨の時や、学どうでどろんこあそびをすると、くつがよごれてしまうけれど、ほくの足をまもってくれてありがとう。くつが、ほくをまもってくれるので、こんどは、ほくがあらって、そのよこれをおとしてあげるからね。

もうすぐ、うんどう会だね。いっしょにかけっこで1ばんをとろうね！

みんなの声 BOX

Q アライグマの被害にあって困っています。何か対策はありませんか。

A 講習を受けて資格を得た市役所職員が、箱わなを用いて捕獲していますので、市にご相談ください（状況により市で対応できない場合もあります）。

また農作物被害を防ぐため、箱わなや電気柵の貸し出しもしています。



問い合わせ

【アライグマの捕獲】環境課 (☎585-5150)、【電気柵の貸し出し】農業振興課 (☎577-3298)